

平成 27 年度供給計画届出書の記載要領

平成 27 年 2 月  
資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部電力基盤整備課  
電力需給・流通政策室

項目	内容
共通事項	<p>○記載内容は、電気事業法（以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づく法施行規則第 46 条に規定された項目。ただし、その項目に記載する内容がない場合は、原則、当該項目に「該当なし」と記載すること。その際、数字欄等については、空欄とすることができる。</p> <p>○記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。</p> <p>○記載内容は、法第 9 条（電気工作物等の変更）、法第 46 条の 5（方法書の届出）、法第 46 条の 6（方法書についての意見の概要等の届出等）、法第 46 条の 11（準備書の届出）、法第 46 条の 12（準備書についての意見の概要等の届出）、法第 46 条の 16（評価書の届出）、法第 47 条及び第 48 条（工事計画）、原子炉等規制法第 30 条（運転計画）など他法令等で経済産業大臣に提出された認可・届出等と可能な限り整合を図ること。</p> <p>○記載内容は、電力系統利用協議会及び電力広域的運営推進機関への提出物等と可能な限り整合を図ること。</p> <p>○記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。</p> <p>○供給計画届出書への計上に当たっては、資源エネルギー庁が別途定める「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」に従うものとする。</p> <p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、様式第 32 の第 5 表、第 7 表、様式第 34 及び様式第 35 については、自社発電所に係るものを対象として記載すること。</p> <p>○集計を伴う項目での数値の記載は、小数点以下第 1 位の値を四捨五入すること。なお、合計欄においても同様とするため、合計した値と合計欄の数値が合わないこともある。この場合、「（注）四捨五入の関係で合計と一致しない場合がある。」と記載すること。ただし、発電原価、供給予備率及び利用率等については、小数点第 1 位まで、非化石電源比率については、有効数字 2 桁で記載のこと。</p> <p>○値が負になるときは、△印を附して記載すること。</p> <p>○略称を用いるときは注釈を付けること。</p> <p>○石炭火力発電所等において、バイオマス燃料を混焼する場合、最大電力は主燃料となる火力発電所の欄に一括で、発電電力量は比率に応じ火力発電所及び新エネルギー等発電所欄に分割して記載すること。</p> <p>○燃料電池発電所は、火力発電所とみなして計上し、使用される燃料種別に応じて該当欄に記載すること。なお、メタノールは、LNG に区分すること。</p> <p>○卸電力取引所を介した取引分について、「市場調達」とすること。なお、卸電力取引所の掲示板を活用した取引は、二社間相対取引とみなす。</p> <p>○一般電気事業者間融通には、一般電気事業者との取引で、融通以外の取引も含めて記載すること。</p> <p>○閏日のある年度における電力量については、初年度および第 2 年度は 2 月を 29 日として、第 3 年度から第 10 年度は年間電力量を 365 日相当に補正して記載すること。</p>

様式第 32 第 1 表 （第 A 表（※平成 26 年度までの「電力需給計画報」及び「長期需給バランスの状況に係る情報の提供要請」における提出様式。以下同じ。））	<p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。</p> <p>○自社電源の欄には、発電能力から補修等による減少を除いた分を記載すること。この場合、「発電能力」とは、当該年度において安定的に発電可能な出力とする。</p> <p>○他社受電の欄には、卸電気事業者、一般電気事業者間融通、入札電源及び料金届出電源等から安定的に供給電力として見込む分について記載すること。なお、送電分については、△印を付して記載すること。</p> <p>※料金届出電源とは、電気事業法に基づき、料金を経済産業大臣に届け出ることが義務づけられている電源（共同火力、公営水力）。</p> <p>○他社受電のうち、電気事業者の欄には、一般電気事業者、卸電気事業者及び特定規模電気事業者との取引で、卸供給に該当するものを記載すること。なお、特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、一般電気事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者からの他社受電について、「他社受電」の「電気事業者」欄に合計を記載すること。「卸供給」の記載は考慮しないものとする。</p> <p>○他社受電のうち、その他の欄には、卸供給以外の供給（一般電気事業者及び一般電気事業者以外）のうち安定的に供給電力として見込まれる分のみを記載すること。</p> <p>○他社受電の「卸供給」のうち、「入札電源」の欄には、落札した供給条件（施行規則第 32 条様式第 23）により約した分並びに様式第 32 第 9 の 1 及び同様式第 9 の 2 表の計画分を記載すること。</p> <p>○最大 3 日平均電力の欄には、特定規模需要を含む自社需要の、各年度における 8 月の値（1 時間の最大需要電力を上位から 3 日採り、それを平均したもの）を記載すること。但し、12 月の値が最大となると見込まれる場合は、当該値を別紙に記載すること。</p> <p>○ひっ迫時需要抑制電力の欄には、随時調整契約やスマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載すること。</p> <p>○供給予備率の欄には、ひっ迫時需要抑制電力を考慮した供給予備率を（ ）を付して併記すること。</p> <p>○年度末電源構成の欄には、自社電源及び他社受電から一般電気事業者間融通（卸供給に該当するもの及び卸供給に該当しないもの）を除いたものを対象とすること。</p> <p>○年度末電源構成のうち、その他の欄には、燃料種別の区分ができないものを記載すること。</p> <p>○年度末電源構成の欄において、自社電源及び他社受電いずれも、原則として発電端（いわゆる「発電端」。）の設備容量を記載すること。</p> <p>○前年度（参考）の欄には、準計画ベース（前年 12 月までの最大電力発生月の実績）で記載すること。</p>
様式第 32 第 2 表 （第 B 表）	<p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。</p> <p>○自社電源の欄には、発電能力から補修等による減少を除いた分を記載すること。この場合、「発電能力」とは、当該年度において発電可能な出力とする。</p> <p>○他社受電の欄には、卸電気事業者、一般電気事業者間融通、入札電源及び料金届出電源等から安定的に供給電力量として見込む分について記載すること。</p> <p>○他社受電のうち、電気事業者の欄には、一般電気事業者、卸電気事業者及び特定規模電気事業者との取引で、卸供給に該当するものを記載すること。</p>

	<p>なお、特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、一般電気事業者、卸電気事業者、特定規模電気事業者からの他社受電について、「他社受電」の「電気事業者」欄に合計を記載すること。</p> <p>「卸供給」の記載は考慮しないものとする。</p> <p>○他社受電のうち、その他の欄には、卸供給以外の供給（一般電気事業者及び一般電気事業者以外）を記載すること。</p> <p>○他社受電の「卸供給」のうち、「入札電源」の欄には、落札した供給条件（施行規則第32条様式第23）により約した分並びに様式第32第9の1及び同様式第9の2表の計画分を記載すること。</p> <p>○発電端電力量の欄には、自社電源及び他社受電から一般電気事業者間融通（卸供給に該当するもの及び卸供給に該当しないもの）を除いたものを対象とすること。</p> <p>○発電端電力量のうち、その他の欄には、燃料種別の区分ができないものを記載すること。</p> <p>○発電端電力量の欄において、自社電源及び他社受電いずれも、原則として発電端（いわゆる「発電端」。）で記載すること。</p> <p>○需要電力量の欄には、自社需要電力量（特定規模需要を含む）を記載すること。</p> <p>○非化石電源比率の欄には、「エネルギー供給構造高度化に係る一般電気事業者の非化石電源比率の算出方法について（平成22年11月19日；電力・ガス事業部 電力基盤整備課）」により算出された比率を有効数字2桁で記載すること。</p>
様式第32第3表 (第1表)	<p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。</p> <p>○自社電源の欄には、発電能力から補修等による減少を除いた分を記載すること。この場合、「発電能力」とは、当該年度において安定的に発電可能な出力とする。</p> <p>○他社受電の欄において、送電分については、△印を付して記載すること。</p> <p>○他社受電の欄において、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、「卸電気事業者」の欄に卸電気事業者、「卸供給」の「一般電気事業者間融通」の欄に一般電気事業者を記載、特定規模電気事業者の受電分については、「その他ーその他」欄に含めて記載すること。</p> <p>「卸供給」の記載は考慮しないものとする。</p> <p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、「他社受電ーその他ー一般電気事業者間融通」欄は空欄とすること。</p> <p>○他社受電の欄において、「合計」のうち「その他」の欄については、燃料種別が区分できないものを記載すること。</p> <p>○最大3日平均電力の欄には、特定規模需要を含む自社需要の、各月の値（1時間の最大需要電力を上位から3日採り、それを平均したもの）を記載すること。</p> <p>○ひっ迫時需要抑制電力の欄には、随時調整契約やスマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載すること。</p> <p>○供給予備率の欄には、ひっ迫時需要抑制電力を考慮した供給予備率を（ ）を付して併記すること。</p>
様式第32第4表 (第2表)	<p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、供給区域ごと及び全国の合計値をそれぞれ別紙に記載すること。</p> <p>○自社電源の欄には、発電能力から補修等による減少を除いた分を記載するこ</p>

	<p>と。この場合、「発電能力」とは、当該年度において発電可能な出力とする。</p> <p>○他社受電の欄において、送電分については、△印を付して記載すること。</p> <p>○他社受電の欄において、特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、「卸電気事業者」の欄に卸電気事業者、「卸供給」の「一般電気事業者間融通」の欄に一般電気事業者を記載、特定規模電気事業者の受電分については、「その他ーその他」欄に含めて記載すること。</p> <p>「卸供給」の記載は考慮しないものとする。</p> <p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者は、「他社受電ーその他ー一般電気事業者間融通」欄は空欄とすること。</p> <p>○他社受電の欄において、「合計」のうち「その他」の欄については、燃料種別が区分できないものを記載すること。</p> <p>○需要電力量の欄には、自社需要電力量（特定規模需要を含む）を記載すること。</p> <p>○「総合損失率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。</p> $\text{総合損失率 (\%)} = \left( 1 - \frac{\text{需要電力量(使用端)(kWh)}}{\text{供給電力量(発電電計)(kWh)}} \right) \times 100$
様式第32 第5表 第6の1表 第6の2表 第7表 (共通) (第7表、E表、 F表)	<p>○開発計画等及び整備計画の記載については、各社判断とすること。ただし、着工年月又は使用開始年月が当該供給計画年度に当たる場合を対象とし、公表内容並びに着工及び運開等の時期との整合を図ること。</p> <p>○着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出を行った（又は、希望する）年月をいう。なお、認可・届出とも不要な設備については、当該設備の建設工程における着工年月を記載すること。</p> <p>○使用開始年月については、法第49条に基づく検査の合格予定年月を記載すること。また、一部使用開始を予定する場合には（ ）書きで併記すること。なお、検査の不要な設備については、当該設備の建設工程における使用開始年月を記載すること。</p> <p>○工事費概算額については、精算目途額を記載すること。</p> <p>○計画が全くない場合は、「名称及び設備番号欄」の欄に「該当なし」と記載すること。</p> <p>○着工年月及び使用開始年月は、原則、年月で記載すること。ただし、年度又は年度以降での記載も可能とする。</p> <p>○「名称及び設備番号」欄には、正当な理由がある場合は、「名称及び設備番号」に代えて、「符号」で表示することができる。</p> <p>○第6の1表及び第6の2表については、電力需給計画報において求めていなかった様式であるが、特定電気事業者及び特定規模電気事業者において該当する設備がある場合は記載すること。</p>
様式第32第5表 (第7表、E表)	<p>○記載内容は、様式第32第1表及び第2表と整合を図ること。</p> <p>○揚水発電所（混合揚水発電所を含む。）については、揚水発電電力量を年間可能発電電力量の欄に《 》書きで外数として記載すること。</p> <p>○出力1万kW未満であって火力発電所及びダムを伴わない水力発電所で法施行規則第46条第1項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川流況の変化が生じないもの、並びに水力発電所及び地熱発電所の改良工事等に伴う最大出力変更については、「年間可能発電電力量」の欄、「工事費概算額」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。</p> <p>○離島の内陸発電設備については、「名称及び設備番号」欄に離島発電設備の欄を設け、「所在地」の欄に地点数（××地点）、「最大出力（kW）」の欄に最大出力の合計値（合計××kW）、「使用開始年月」の欄に使用開</p>

	<p>始年度（××年度使用開始）を一括して記載すること。</p> <p>○最大出力の欄において、出力の大きい発電所については「万kW級」での表示も可能とする。</p> <p>○工事を伴わないで出力を変更する発電所又は廃止する発電所については、使用開始年月の欄に変更予定年月又は廃止予定年月を記載すること。</p> <p>○火力発電設備で最大出力の変更を伴わない燃料転換については、「その他」の欄に記載する。ただし、「所内率」の欄、「工事費概算額」の欄及び「着工年月」の欄の記載を省略することができる。</p> <p>○火力入札ガイドライン上、入札対象となる電源については欄外にその旨記載。</p>
様式第32第7表 (第F表)	<p>○最大出力の欄において、出力の大きい発電所については「万kW(級)」での表示も可能とする。</p> <p>○火力入札ガイドライン上、入札対象となる電源については欄外にその旨記載。</p>
様式第32第8表 (第D表)	<p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、供給区域ごと及び全国合計値をそれぞれ別紙に記載すること。</p> <p>月別は年度を4月から3月に変更し、本様式で記載すること。</p> <p>月別の記載においては、上期計及び年度計の記載は不要とする。</p> <p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者においては、電気の取引（特定供給及び法第17条第1項第1号に掲げる電気の供給を除く。）のうち送電と受電について記載することとし、送電については、△を付して記載すること。</p> <p>○一般電気事業者間融通のうち卸供給については、送電分と受電分を区分して表を作成すること。具体的には、送電分と受電分を用紙の上下に配置する、又は別紙とする。なお、送電分の計、受電分の計から差引を求めるため、表の最下段に「送受電差引」の欄を設け値が送電になるときは、△印を付して記載すること（「送電」の欄は△印を付さない）。（系統運用電力及び潮流調整電力については、実態を踏まえて省略することができる。）</p> <p>○入札については、継続取引の欄に既に約定して受電しているものを、新規取引の欄に継続取引以外のものを記載すること。</p> <p>○落札した供給条件に対応する発電所の契約期間については記載を省略できる。</p> <p>○「その他の取引」は、相手方ごとにそれぞれ、現に約定している受給に係る契約に基づいて電気の取引を行っている計画及び新たに電気の取引を行う計画について、卸供給以外のものをすべて記載すること。ただし、一般電気事業者以外の者が行う卸供給以外のものであって、上記以外の取引については、原動力の種類別に発電所及び取引の名称に替えて発電所の立地エリアごと一括して記載することができる。</p> <p>○「その他の取引」のうち常時バックアップの推計分や卸電力取引所におけるスポット取引に係る送電分については、〔 〕を付して再掲すること。</p> <p>○「その他の取引」については、区分の欄に「継続取引及び新規取引」と記載することができる。</p> <p>○備考にある「最大受給電力を変更する場合」とは、当該取引の契約上の最大受給電力が変更となる場合とする。</p>
様式第32第9の1表	○調達規模、調達期間及び募集時期について未定の場合は記載を不要とすることができる。
様式第33	<p>○「想定的前提となる指標等」の欄には、想定的前提となる主な指標を記載すること。</p> <p>○「想定の方法」の欄には、説明変数や積み上げ方法など需要想定の方法を用途別に簡潔に記載すること。</p> <p>○特定規模需要の欄には、法第2条第1項第14号ハ<sup>*</sup>に規定する需要がある</p>

	<p>場合は当該分を含めて記載すること。</p> <p>※電気事業法の一部を改正する法律（平成25年法律第74号）附則第1条第3号の規定に基づき、平成26年4月1日から施行する改正規定。</p>
様式第33の2第1表	○（ ）内に記載する選択約款は、随時調整契約、計画調整契約及び蓄熱調整契約を除く負荷平準化に資する選択約款のうち、代表的な選択約款を記載すること。
様式第34第1表 (第4表)	<p>○発電能力とは、当該月において安定的に発電可能なすべての発電所における出力（発電端）とする。</p> <p>○供給電力とは、発電能力から補修等による減少出力を除いた出力とする。</p> <p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者が電力需給計画報で記載していた所在地、種類、出力欄は不要とする。</p> <p>○停止電力には、補修等により発電能力から減少する出力を記載すること。</p>
様式第34第2表 (第4表)	<p>○補修計画の欄において、休止及び長期停止期間中については、その開始日から終了日までの期間を点線で示し、当該期間を備考に記載すること。</p> <p>○発電能力とは、当該月において安定的に発電可能な出力（発電端）とし、LNGコンバインドサイクル及びガスタービンにおける夏季の出力減も考慮すること。</p> <p>○供給電力とは、発電能力から補修等による減少出力を除いた出力とする。</p> <p>○供給電力量の欄において、バイオマスを混焼し発電した電力量については、上段に別掲で〔 〕書きとすること。</p> <p>○特定電気事業者及び特定規模電気事業者が電力需給計画報で記載していた燃料の種類については、備考欄に記載すること。</p>
様式第34第3表 (第4表)	<p>○発電能力とは、当該月において安定的に発電可能なすべての発電所における出力（発電端）とする。</p> <p>○供給電力とは、発電能力から補修等による減少出力を除いた出力とする。</p> <p>○中間停止ユニットについては、その旨を備考欄に記載し、定期検査中と区別して時期を付記すること。</p> <p>○科学的に健全なユニットの発電・補修計画を『未定』とすることは、原則、認められない。</p> <p>○電気事業法第54条第1項ただし書に基づく定期検査時期変更承認による供給力を見込む場合は、備考欄に当該変更承認申請予定年月を記載すること。</p>
様式第35第1表 (第5表)	<p>○「受入量」の欄及び「発電用消費量」の欄には、それぞれの期ごとに通期の値を記入すること。</p> <p>○「貯蔵量」の欄には、それぞれの期の期末の値を記入すること。</p>
様式第35第2表 (第6表)	<p>○燃焼方式としては、石炭系（石炭等）、LNG系（液化天然ガス等）、石油系（重油、原油、ナフサ、天然ガス液、軽油、液化石油ガス、歴質質混合物、その他ガス等）に分けて記載すること。</p> <p>○供給電力量の欄において、バイオマスを混焼し発電した電力量については、上段に別掲で〔 〕書きとすること。</p> <p>○「利用率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。</p> $\text{利用率}(\%) = \frac{\text{供給電力量(発電端)}(\text{kWh})}{\text{届出(定格)最大出力}(\text{kW}) \times \text{暦日数} \times 24} \times 100$ <p>○「熱効率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。</p> $\text{熱効率}(\%) = \frac{\text{供給電力量(発電端)}(\text{kWh}) \times 3600}{\text{燃料発熱量}(\text{kJ})} \times 100$ <p>○「総合重油換算量」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。 総合重油換算量(10<sup>3</sup>k1)</p>

	<p><math display="block">= \Sigma (\text{重油換算量 (10}^3\text{kl)}) + \text{重油の発電用消費量 (10}^3\text{kl)}</math></p> <p><math display="block">(\text{重油換算量 (10}^3\text{kl)}) = \frac{\text{発電用消費量} \times \text{平均発熱量}}{\text{重油の平均発熱量 (中)}}</math></p> <p>(注：個社の重油の平均発熱量(kJ/l)の値がない場合は、標準発熱量である41,200(kJ/l) (出所：総合エネルギー統計)を使用することができる。)</p> <p>○「重油換算消費率」の欄には、以下の式にて算出した値を記載すること。</p> <p><math display="block">\text{重油換算消費率 (l/kWh)} = \frac{\text{総合重油換算量 (10}^3\text{kl)}}{\text{供給電力量 (発電端) (kWh)}}</math></p> <p>○内燃力等の欄は、地熱を除くことができる。 ○発熱量は高位発熱量を使用すること。</p>
様式第36第1表	<p>○「卸電気事業者との取引(卸供給に限る。)」の欄及び「その他の取引」の欄において、卸電気事業者が1社などの理由により同じ数値を記載する場合には、計の欄に斜線を附すことができる。</p> <p>○「卸電気事業者との取引(卸供給に限る。)」の欄及び「卸供給事業者との取引(卸供給に限る。)」の欄において、原動力の種類別に事業者ごとに一括して記載することができる。</p> <p>○「卸供給事業者との取引(卸供給に限る。)」の欄において、公営電気事業者の発電設備は一括で記載し、( )で都道府県市の名称を事業者の欄に記載すること。</p> <p>○「その他の取引」の欄には、一般電気事業者以外の者を相手方とする現に約している受給に係る契約に基づいて電気の取引を行っている計画及び新たに電気の取引を行う計画について、卸供給以外のものをすべて記載すること。ただし、一般電気事業者以外の者が行う卸供給以外のものであって、上記以外の取引については、原動力の種類別に発電所及び取引の名称に替えて発電所立地エリアごとに一括して記載することができる。</p> <p>○「その他の取引」の欄において、常時バックアップの推計分や卸電力取引所におけるスポット取引に係る送電分については、[ ]を付して再掲すること。</p>
様式第36第2表	<p>○一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者を相手方とする卸供給に該当する取引を記載すること。</p> <p>○「事業者及び取引の名称」の欄には、相手会社別、取引種類等の区分別に取引の名称を記載すること。</p> <p>○「送受電差引」の欄において値が送電になるときは、△印を附して記載すること(「送電」の欄は△印を附さない)。</p> <p>○二社間相対取引については、相手会社別に「その他の取引」として記載すること。</p>
様式第36第3表	<p>○一般電気事業者及び卸電気事業者は、一般電気事業者を相手方とする卸供給に該当しない取引を記載すること。</p> <p>○「事業者及び取引の名称」の欄には、相手会社別、取引種類等の区分別に取引の名称を記載すること。</p> <p>○「送受電差引」の欄において値が送電になるときは、△印を附して記載すること(「送電」の欄は△印を附さない)。</p> <p>○系統運用電力については、連系線に関わる分とその他の分で区分し、それぞれ一括記載することができる。</p> <p>○市場調達及び二社間相対取引については、相手会社別に「その他の取引」と</p>

	<p>して記載すること。</p>
発電原価及びその内訳	<p>○発電原価は、耐用年数間の均等原価とする。</p> <p>○様式は自由とするが、項目として着工予定年月、発電所名、最大出力(kW)、建設費(百万円)、発電原価(送電端、円/kWh)、発電原価の内訳として資本費、運転・維持費及び燃料費の比率(%)を記載することとする。</p> <p>○建設費及び発電原価算定にあたっては、補助金を考慮しないこととする。</p> <p>○水力発電所及び地熱発電所の改良工事に伴う最大出力変更、水力発電所及び地熱発電所の工事を伴わない最大出力変更、並びに火力発電所で最大出力の変更を伴わない燃料転換に係るものは記載を省略できる。</p>
様式第38	<p>○「会社間連系線の概要」の項目について、新たに設置する会社間連系線は、「運用容量」及び「系統分離条件」に関して、計画段階での想定値を記載すること。</p> <p>○「系統図」の記載については、各年度別以下のとおりとする。なお、各年度別の系統図を色分け等行うことにより一括して記載してもよい。</p> <p>①当該年度：既設の送電線に当該年度に使用を開始する送電線。 ②第5年度：第2年度から第5年度までに使用を開始する送電線。 ③第10年度：第6年度から第10年度までに使用を開始する送電線。</p> <p>○運用容量は当該年度のみ記載し、第5年度及び第10年度は予想送電可能量の概数を記載すること。</p> <p>○系統図における主要送電線及び主要変電所の名称、電圧及び運転開始時期の記載範囲は、既設系統及び様式第32第6の1表、第6の2表の工事中及び着工準備中に記載したものとす。</p> <p>○凡例を記載すること。</p>
電力潮流の状況	<p>○使用電圧が最上位電圧から2階級までの送電線について記載すること。ただし、最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ記載すること。また、会社間連系線は電圧に係わず全て記載すること。</p> <p>○流通対応需要に対応した電力潮流の状況を記載すること。</p> <p>○凡例を記載すること。</p>
様式第38の2	<p>○流通対応需要に対応した送受電電力を記載すること。</p> <p>○運用容量は当該年度のみ記載し、第5年度及び第10年度は予想送電可能量の概数を記載すること。</p> <p>○受給電力は、送電分と受電分の差引を求め、値が送電になるときは[送電分]、受電になるときは[受電分]と附して記載すること。</p>

(別紙)

ひっ迫時需要抑制電力について

1. 定義

随時調整契約やデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力(kW)をいう。

※1 計画調整契約など安定的に需要抑制が見込めるものについては、既に需要想定に織り込み済みのため、含めない。

※2 契約の発動条件が系統事故時等の場合、需給ひっ迫時には需要抑制効果が確実に見込めないため、含めない。

2. 記載内容

①「ひっ迫時需要抑制電力」の欄

【随時調整契約】

・契約電力に実効性を考慮した実効電力(需要端)を算出し、送電ロス等を加味した送電端ベ-ースに変換。

(例) 随時調整契約電力:100万、実効率:70%、送電端換算:1.03の場合

$$100 \text{万KW} \times 70\% \times 1.03 = 72 \text{万KW}$$

・実効率については、各社、算出方法が異なるため、個社毎に相談し、決定。(例えば、端境期については夏と冬の平均 or 各月毎に精緻に算出する等)

・送電端換算係数については、各社、算出方法が異なるため、個社毎に相談して、決定。(例えば、託送供給約款で規定する高圧を用いる等)

【スマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス】

・料金メニューの設定等を検討中の会社もあれば、具体化している会社もあるので、各社判断により織り込むものとする。算定方法については個社毎に相談して、決定するものとする。

②「供給予備率」の欄

○ 従来から記載している供給予備率に加え、ひっ迫時需要抑制電力を加味した予備率を括弧書きで併記する。

$$= \frac{\text{供給力} - (\text{最大3日平均電力} - \text{ひっ迫時需要抑制電力})}{\text{最大3日平均電力} - \text{ひっ迫時需要抑制電力}}$$

3. 記載箇所

①様式第32 第1表

1年後~10年後の欄、全て記載。(前年度は記載不要)

②様式第32 第3表

翌年度4~3月の欄、全て記載。

※ ひっ迫の可能性が低い端境期についても記載すること。ただし、夏冬限定の契約であれば、夏季冬季のみの記載とする。

※ 季節を問わず、年間5回まで発動条件の契約であれば、通年発動可能なので、全ての月欄に記載。

記載イメージ

	・・・	25年度		
供給電力	・・・	・・・	・・・	・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・
	・・・	・・・	・・・	・・・
	合計(送電端)	・・・	10,600	
	最大3日平均電力(送電端)		10,000	
	ひっ迫時需要抑制電力(送電端)		200	
	供給予備力(送電端)		600	
	供給予備率(%)		6.0 (8.2)	

$$\begin{aligned} \text{①供給予備率} &= \text{供給予備力} \div \text{最大3日平均電力} \\ &= (10,600 - 10,000) \div 10,000 \\ &= 6\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{②ひっ迫時需要抑制電力を加味した予備率} &= \{10,600 - (10,000 - 200)\} \div (10,000 - 200) \\ &= 8.2\% \end{aligned}$$

発電電力量（発電端電力量）及び送電端電力量の記載要領

1. 発電電力量（発電端電力量）については、自社発電分（一般電気事業者以外への送電分を除く。）と、他社受電分（一般電気事業者からの受電分を除く。）の全ての合計値とすること。

2. 新電力へのバックアップや特定電気事業者への補完供給としての送電分、卸電力取引所における取引分の発電端値が不明な場合は、送受電端の電力量から発電端値を換算することになるものと考えられることから、以下の換算式を用いて計上すること。

$$\text{発電端電力量} = \frac{\text{受電電力量（契約電力量）} \times 100}{100 - (\text{所内率} : 3.91)}$$

(参考)

上記における所内率については、一般電気事業者10社の発電所所内率の平均値（計画年度の2年前の実績）とする。

3. 融通考慮後の発電電力量について、差し引きする融通電力量は、一般電気事業者間融通で各社発電端値が把握できるものは、その発電端値とし、把握できないものは、上記2.の計算式により算出して記載すること。

4. 燃料種別の区分ができないものについては、その他に記載すること。

5. 燃料電池は使用される燃料種別に応じて記載すること。なお、メタノールはLNGに区分すること。

6. 使用端電力量を送電端電力量へ換算する際、以下の算式を用いて計上すること。また、損失率は供給区域および電圧階級に応じて以下の表の値を用いることができる。

$$\text{送電端電力量} = \frac{\text{使用端電力量}}{100 - \text{損失率}}$$

(パーセント)

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
低圧で供給する場合	8.7	9.0	7.1	8.0	8.8	7.9	9.5	8.8	8.6	6.7
高圧で供給する場合	5.1	5.6	4.2	3.8	4.0	4.5	5.2	4.9	3.3	3.2
特高で供給する場合	2.2	2.1	2.9	2.2	1.9	2.9	1.7	2.0	1.2	1.4

平成27年度供給計画対応発電原価算定について

平成27年度供給計画における発電原価の算定については、昨年度と同様に法定耐用年数とし、計算諸元は以下のとおりとする。

なお、記載以外の諸元については各社の想定により織り込むこととする。

	法定耐用年数
計算対象年数	水 力：40年または設備実態に応じた年数 火 力：15年 原子力：16年
減価償却費	残存簿価1円まで償却
割引率	最新の料金改訂織り込み値または各社想定による
利用率	火力、原子力：70%
為替レート	最新の料金改訂織り込み値またはインターバンクレートの実績値等
物価上昇率	各社想定による
燃料価格上昇率	各社想定による
固定資産税率	平成25年度標準税率(1.4%)ベース、石炭・LNGは非課税設備を考慮
法人税率	各社の平成25年度実績値